

マルチ商法



マルチ商法とは…

販売組織に加入し、購入した商品を知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによって利益が入るという商法です。

<事例>

高校時代の友人に「久しぶりに会わないか」と誘われ出かけた。そこには友人以外に数人の人が来ていて、そこで「会員になって健康食品を購入し、さらに知人に紹介すれば紹介料がもらえる」と説明された。会員になり、40万円分の健康食品をクレジットを組んで購入すること契約をした。しかし家に帰ってよくよく考えたら、支払っているのが大変だと思うので解約したい。（相談者：20歳代女性）

<助言>マルチ商法(連鎖販売取引)は特定商取引法でクーリング・オフの適用を受けます。**クーリング・オフをする場合**…再販売型取引(買った商品をさらに販売する取引)の場合は、契約書面の受領日と商品の最初の引渡し日のいずれか遅い日から20日間です。販売のあつせん契約の場合は契約書面を受け取った日から20日間となります。事業者及びクレジット会社に解約の意思を書面で通知しましょう。

中途解約する場合…連鎖販売取引の会員はいつでも将来に向けて解約し退会することができます。入会后1年以内で在庫を抱えている場合、商品受け取り後90日以内であれば、一定の解約料を支払うことで未使用の商品を引き取ってもらうことができます。事業者宛に退会届と商品の解約通知書を、クレジット会社宛に中途解約を理由に支払い停止の抗弁書を出しましょう。

*アドバイス

マルチ商法には次のような問題点があります。

- ① 身近な人から勧誘したり、勧誘されたりするので人間関係を壊しやすい。
- ② 契約内容や取引の仕組みをきちんと説明を受けないまま契約をしてしまう。
- ③ 組織に加入していても全員が収益を得ることは計算上ありえない。